

2020年 台湾の 会計・監査・税務ガイド

EY Japan

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)

The EY logo is positioned in the bottom right corner of the page. It consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. A yellow diagonal line is integrated into the 'Y'.

Building a better
working world



2020年台湾の会計・監査・税務ガイド

目次

はじめに	3
台湾の会計・監査制度	4
台湾の税制	9
法人税	10
付加価値税（VAT）、GSTおよび売上税	11
EY Japan ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）の概要	12

はじめに

グローバル経済では、新たな情報通信技術の拡大、先進国と発展途上国の構図の変化、米中貿易戦争や新型ウィルスの発生および感染の拡大など、先行きが見通しにくい大きな変動が繰り返されています。台湾は、これまでIT、半導体、電子部品といった分野において産業基盤が拡充し、近年では台湾政府の再生可能エネルギー産業に対する政策による後押しによって、太陽光や風力などのグリーンエネルギーのアジアにおける重要拠点として位置づけられるようになりました。これらによって、ここ数年は緩やかでありつつも実質的な経済成長が見られています。

歴史的、文化的、地理的に深い絆を持つ台湾と日本では、人、ビジネス、文化など、あらゆる側面において交流が益々盛んになっています。安定したインフラ、治安の良さや民度の高さからも、日本から台湾への投資について近年も継続して見られており、特にIT、半導体、電子部品産業、およびエネルギー産業をはじめ、サービス業も進出が増えています。

台湾の会計制度については、2016年より、非上場企業に対してもIFRS for SMEsをベースとした会計基準が導入されており、上場企業向けの台湾版IFRSを適用する非上場企業を含めて、ほぼ全ての企業にIFRSをベースとした会計基準が適用されています。

また、2018年11月以降は、法定監査制度の要件が見直され、これまでの資本金基準のみならず、収益や従業員数を基礎とした条件も加わっており、経済成長とともに監査制度の重要性が高まっております。

税務面では、法人、個人、国際税務ともに税務インフラは整っているとと言えます。台湾はOECDおよびG20の加盟国ではありませんが、台湾国内法の自主的な改正を繰り返すことで、BEPSをはじめとしたグローバルの動向の波に遅れを取ることなく国際税務における対応も強化しています。

本ガイドブックは、台湾の会計・監査・税務における最新の基礎的概要を掲載しています。すでに台湾へ投資されている企業、およびこれから投資を検討している企業の皆様が、基本的な理解にお役立て頂けますことを願っております。

EY Taiwan

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)



Andrew Fuh
EY台湾所長
公認会計士 (台湾)



山崎 隆浩
パートナー
公認会計士 (日本)



橋本 純也
ディレクター
公認会計士 (日本)



堀井 政東
ディレクター
公認会計士 (日本)



台湾の
会計・
監査制度

台湾の会計・監査制度（概略）

項目	台湾
非上場企業（日本企業の子会社） IFRS適用の可否*	可
IFRSと現地会計基準の 主な差異	小 現地会計基準（Enterprise Accounting Standard：EAS）は、2013年時点のIFRS for SMEsが基礎。
決算期の変更	可
決算期末の選定 （暦年以外の採用可否）	可 ただし、国税局に対して決算期変更の申請が必要。申請が受理されていない場合、12月31日となる。
会社法で作成が 求められる財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ 持分変動計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 財務諸表の注記
提出する財務諸表	同上
会計帳簿の保存期間	財務諸表および帳簿書類：10年 定款、株主総会議事録、および株主名簿：永久保存 その他の会計証憑類：5年
機能通貨適用の可否	可
法定監査	必要 （小規模企業に対する適用除外規定あり）

非上場企業のIFRS適用可否については、以下の基準で記載しています。

否：税務申告時又は規制当局に提出（添付）する財務諸表が自国の会計基準で提出しなければならない場合。

可：税務申告時又は現地当局に提出（添付）する財務諸表が自国の会計基準以外にIFRS基準であっても良い場合。

台湾の会計制度

非上場企業のIFRS適用の可否

台湾で事業を行う企業は、台湾企業会計準則公報（Enterprise Accounting Standard：EAS）を適用することが一般的ですが、IFRSを選択適用することが可能です。ただし、ここで言うIFRSは台湾におけるIFRS（T-IFRSまたは台湾版IFRS）であり、Pure IFRSと比べて大きな差はありませんが、若干の差異があります。EASは、2013年時点のIFRS for SMEsをベースとして作成された基準であり、適用以降、随時改正がされていますが、最近のIFRS第9、15、16号などの大きな改正項目は導入されていない状況です。そのため、EASに従って現地台湾の財務諸

表を作成している場合には、日本において連結をするために、グループで採用している会計基準に合わせるための修正を行う必要があります。

現地会計基準とIFRSの主な差異

EASは2013年時点のIFRS for SMEsがベースとなっており、開示情報が簡略化されたり、連結財務諸表にかかる基準や退職給付にかかる基準など、IFRSで規定されている基準でもそもそもEASに存在しないものもあります。規定されている個別の基準の内容についてはIFRSとの差異は大きくありませんが、IFRSにおける近年の諸種改訂については部分的導入に留まり、例えばIFRS第9、15、16号といった新基準の導入はEASには織り込まれていない状況です。

今後、これらの基準についても中小企業向けにカスタマイズされた上で改訂がされる見込みですが、現時点ではその時期などは未定となっています。従って、これらの会計基準差異がある点、および今後の基準の改訂について留意が必要となります。

EASの基準の体系、およびIFRSとの主な差異は次の通りです。

<基準の体系>

No	項目	No	項目
EAS 第1号	財務諸表の概念フレームワーク	EAS 第13号	後発事象
EAS 第2号	財務諸表の表示	EAS 第14号	関連当事者についての開示
EAS 第3号	キャッシュ・フロー計算書	EAS 第15号	金融商品
EAS 第4号	会計方針、会計上の見積もり及び誤謬	EAS 第16号	投資性不動産
EAS 第5号	棚卸資産	EAS 第17号	生物資産
EAS 第6号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	EAS 第18号	無形資産
EAS 第7号	企業結合及び支配力を有する投資	EAS 第19号	資産減損
EAS 第8号	有形固定資産	EAS 第20号	リース
EAS 第9号	引当金、偶発負債及び偶発資産	EAS 第21号	政府補助及び政府援助
EAS 第10号	収益	EAS 第22号	外貨換算
EAS 第11号	借入コスト	EAS 第23号	株式報酬費用
EAS 第12号	法人所得税		

この他に、例えば、退職給付の会計処理などについては、台湾の会計基準を定める会計研究発展基金会より個別に Q&A が出ており、また、EAS 第 4 号によると、該当する会計基準が存在しない場合には、以下の順序で関連規定の検討を行い、会計方針を検討する必要がある旨が規定されています。

1. EAS における類似または関連する論点処理の規定
2. EAS 第 1 号「財務諸表の概念フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用の定義に基づく各認識または測定要件
3. 金融監督管理委員会が認めた国際財務報告基準、国際会計基準、その解釈及び通達（T-IFRS）
4. その他財務会計基準の権威機関や研究機関の発表、その他会計文献のほか、公で認められている特定業種の実務

<主な差異>

	企業会計準則公報（EAS）	国際財務報告基準（IFRS）
のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の償却または減損	EAS 第 18 号の規定によって以下のいずれかの方法により処理をする ▶ 合理的かつ規則的な方法により各期に償却する（15 年を超過してはならない） ▶ 償却をせず、定期的に減損テストにより評価する	償却をせず、定期的に減損テストにより評価する。
未処分利益に対する追加課税の費用認識時点	株主総会の利益配当決議による確定額を、決議が実施された年度において法人税費用として認識する（IFRS に比して認識時点は遅い）。	株主総会の利益配当の決議前に、その費用見積もり額を、課税対象の所得が発生した年度において法人税費用として計上する。
退職金（確定給付型）	EAS 以前の会計基準から継続適用していることを条件として、数理計算に基づく負債または費用を評価しない処理を選択できる。 それ以外の場合は、数理計算により負債または費用を評価する。	数理計算により負債または費用を評価する。
子会社、関連会社に対する投資の会計処理	（個別）持分法を適用 （連結）連結財務諸表の作成に関する規定はない	（個別）IAS 第 27 号に従い、取得原価、IFRS 第 9 号による会計処理、持分法のいずれかの選択適用 （連結）関連会社に対して持分法を適用（子会社は原則として連結対象）
新基準の導入 IFRS 第 9 号：金融商品 IFRS 第 15 号：収益 IFRS 第 16 号：リース	未適用（従来の EAS の規定に従う）	IFRS 第 9、15 号：2018 年度より適用 IFRS 第 16 号：2019 年度より適用

会社法で作成が求められる財務諸表

企業は以下の財務諸表を作成する必要があり、財務諸表の作成言語は、中国語（繁體字）となります。

- ▶ 財政状態計算書（貸借対照表）
- ▶ 包括利益計算書（損益計算書）
- ▶ キャッシュ・フロー計算書
- ▶ 持分変動計算書
- ▶ 財務諸表の注記

決算期の変更

台湾では、会計年度について、国税局に対して特段の変更申請を行わない限り、決算日として12月31日が適用されます。国税局へ変更申請を行い認可を得ることで、12月決算以外も認められます。通常会計年度と税務年度は一致させるが、法人所得税の申告は決算日から5カ月目（12月決算であれば5月、3月決算であれば8月）に行う必要があります。

会計、監査上の留意点

台湾では、IFRSをベースとした会計基準の適用が要求されているが、実務担当者の知識や経験が不足しているために、会計基準が十分に理解されておらず、適切な会計処理がされていないケースも見受けられます。監査の過程で、会計処理の修正が求められる場面も多く、企業としては、適切な知識を持った会計人材を配置し、会計業務にあたらせることが重要となります。また、常日頃から監査人と密にコミュニケーションを取り、会計の論点について適時に助言を得ておくことも期末監査時の混乱を避けるためには有用です。

機能通貨について

EAS第22号の機能通貨の規定に従い、企業が事業活動を行う主たる経済環境により機能通貨を決定する必要があります。企業が事業活動を行う主たる経済活動とは、企業が主に現金を創出し、支出する環境をいい、販売価格や財貨またはサービス提供のための各種コストの影響を加味して検討する必要があります。

法定監査（財務諸表監査）

現在の財務諸表に対する法定監査の要件は以下のとおりで、2018年11月の会社法改正により以下の2,3が新たに要件として加わっています。

1. 年度末の払込済資本金が3,000万台湾元以上
2. 年間の売上収益純額が1億台湾元以上
3. 年度末における労働保険に加入している従業員の人数が100人以上

この法定監査の要件を充たす場合は、台湾公認会計士による監査を受ける必要があります。また、監査済みの財務諸表は、監査役の監査を経て、年1回開催される株主総会で承認されなければなりません。

法人税申告書の監査（税務監査）

この他、台湾では営利事業所得税（法人税）の申告に対する監査制度があり、一般的に税務監査と呼ばれます。所得税法第102条第2項、および営利事業委託會計師查核簽證申報所得稅辦法第3条の規定によって、以下のいずれかに該当する企業は会計士による税務監査を受ける必要があります。

- ▶ 年間収益総額（売上収益および営業外収益の合計）が1億台湾元以上
- ▶ 株式公開発行会社その他、銀行、信用組合、保険会社、投資信託会社、リース会社、証券および先物取扱会社、連結納税申告会社（金融持株会社法などに基づく）など、特別に規定される場合

ただし、税務監査を受けた上で期限内に申告を行っている場合、以下の優遇措置があるため、前記の要件に該当しない企業であっても、多くの企業が自主的に税務監査を受けています。

- ▶ 交際費の損金算入限度額の拡大
- ▶ 欠損金の発生から10年間、当年度の純益額から当該過年度の欠損金を控除可能（欠損金の繰越控除）
- ▶ 税務調査対応の効率化（税務監査を受託した会計士が国税局の質問対応などの窓口となる）



台湾の税制

台湾の法人税

概要

法人税率 (%)		20 ^(a)	
キャピタルゲイン税率 (%)		20 ^{(a), (b)}	
支店に対する税率 (%)		20 ^(a)	
源泉徴収税率 (%)	配当金	居住者への支払い	0
		非居住者である企業および個人への支払い	21 ^(c)
	利息	居住者である企業への支払い	10 ^(d)
		居住者である個人への支払い	10 ^(e)
		非居住者である企業および個人への支払い	15/20 ^(f)
	ロイヤリティ	居住者である企業および個人への支払い	10 ^(g)
		非居住者である企業および個人への支払い	20
支店から送金する際の税		0	
欠損金 (年)	繰り戻し	-	
	繰り越し	10	

(a) 詳細についてはフルバージョンの P.11 「B. 法人の所得に対する税金」参照。

(b) 1990年1月1日より、証券取引による所得は通常の法人所得税の課税対象となっておりません。かかる所得には代替ミニマム税が課税されます。フルバージョンの P.11 「B. 法人の所得に対する税金」参照。

(c) 非居住者である企業に関する詳細および定義についてはフルバージョンの P.11 「B. 法人の所得に対する税金」参照。

(d) 金融資産証券化条例 (Financial Asset Securitization Act) または不動産証券化条例 (Real Estate Securitization Act) に基づいて発行された有価証券に関連する支払い、および短期コマーシャル・ペーパーから生じる利息は、税率 10% の源泉徴収税の課税対象となります。さらに、それらは居住者である企業の課税所得の計算に組み入れられ、20% の税率で課税されます。

(e) 短期コマーシャル・ペーパー、資産担保証券、債券、仕組み商品および当該金融商品に組み込まれた売り戻しまたは買い戻し条件付き取引から生じる利息は、居住者である個人の納税申告における税額の計算には組み入れられず、10% の源泉徴収税の課税対象となります。

(f) 短期コマーシャル・ペーパー、資産担保証券、債券、仕組み商品および当該金融商品に組み込まれた売り戻しまたは買い戻し条件付き取引から生じる利息に適用される税率は 15% です。それ以外の種類の利息には 20% の税率が適用されます。

(g) ライセンサーが統一発票 (Government Uniform Invoice : GUI) を発行した場合、源泉徴収は要求されません。

台湾の付加価値税(VAT)、GST および売上税

概要

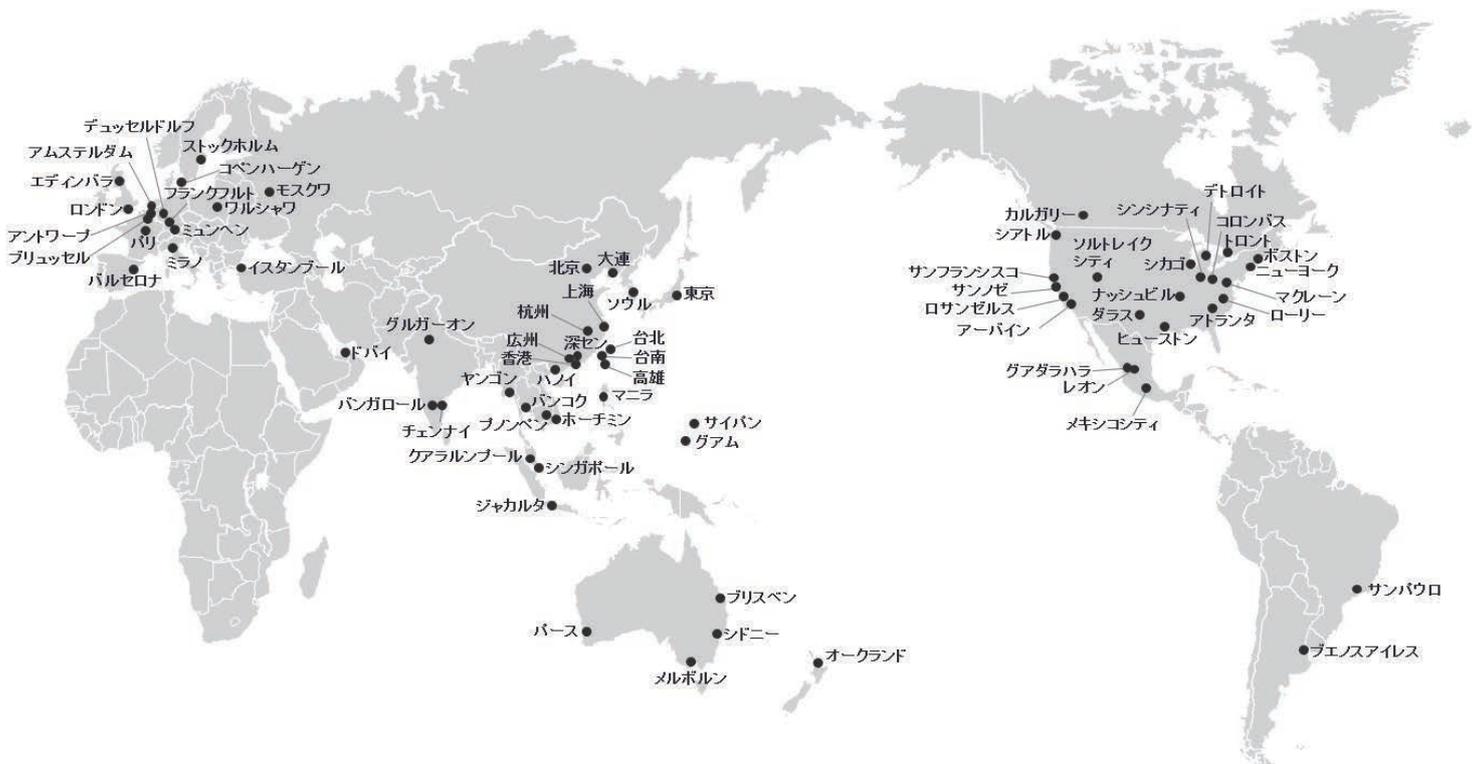
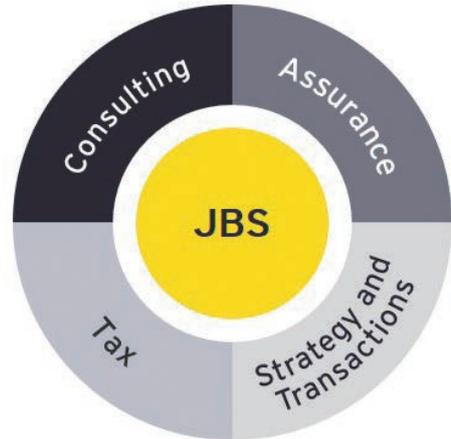
税金の名称	営業税（付加価値型（加値型）営業税 [VAT] および非付加価値型（非加値型）営業税 [GBRT] から成る）	
導入日	1931年6月13日（2015年12月改正）	
貿易圏への加盟	WTO（世界貿易機関）、APEC（アジア太平洋経済協力会議）、ECFA（両岸経済協力枠組協議）	
所管	財政部（Ministry of Finance : MOF）	
税率	VAT	5%、0%、非課税
	GBRT	0.1 ~ 25%
VAT 番号の形式	10001111（8桁の数字）	
課税期間	2カ月	
登録基準値	なし（台湾で事業活動を行う事業者は登録が義務付けられる）	
国内で設立されていない事業者による VAT の控除	e コマース事業の登録事業者に対して控除あり。その他例外あり。	

EY Japan における海外進出支援体制

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) は日本企業の海外事業展開をサポートするアシュアランス、税務、ストラテジー・アンド・トランザクション、コンサルティングの4サービスラインをまたがるEYのグローバルネットワークです。

- ▶ 世界の 70 を超える主要都市に約 450 名の日本語対応可能なプロフェッショナル (うち駐在員約 100 名) を配し、監査、税務、コンサルティングなどの業務を通じて、均一で高品質なサービスを提供しています
- ▶ JBS はグローバルネットワークを統括する本部機能を EY Japan 内に設けています。EY Japan 主導により、世界各地の日本企業担当プロフェッショナルと密接な連携を図りながら、強固な一体組織として、グローバルで卓越したサービスを提供しています。



Contact us

EY 新日本有限責任監査法人
監査統括本部 海外デスク
Jbs_mailbox@jp.ey.com

安永聯合會計師事務所 (EY Taiwan)
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
Andrew Fuh
Andrew.Fuh@tw.ey.com

安永聯合會計師事務所 (EY Taiwan)
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
山崎 隆浩
Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

安永聯合會計師事務所 (EY Taiwan)
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
橋本 純也
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

安永聯合會計師事務所 (EY Taiwan)
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
堀井 政東
Masato.Horii@tw.ey.com

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jp をご覧ください。

© 2020 EY Japan. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japanおよび他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。